

平成 2 2 年 1 月 7 日

長野市上下水道事業管理者  
中 村 治 雄 様

長野市上下水道事業経営審議会  
会 長 柴 田 匡 平

水道料金について（答申）

平成 2 1 年 1 1 月 6 日付けで諮問のありましたこのことについては、慎重に審議した結果、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

## (案)

諮問事項に対する当審議会の考え方は次のとおりです。

水道事業は我々市民の生活や産業活動を支えるライフラインであり、安心・安全な水が安定して供給されることが強く望まれる。

しかしながら水道事業を取り巻く状況は、長期の人口減少期を迎えたほか、節水機器の普及、経済情勢による企業コストの削減等により、水道料金収入の減少基調が続いている。

こうした状況の中、昭和40年から50年代の高度経済成長時代に建設した浄水場、配水池、水道管等の水道施設は建設後30年から40年が経過する中で次第に老朽化が進んでいるため、今後は長野市水道ビジョン(平成21年2月策定)に基づいた計画的な施設更新や地震等の災害に強い水道の整備を実施していく必要がある。

上下水道局による平成22年度から平成26年度までの5年間の財政推計によると、料金収入の減少や減価償却費の増加等により、約18億5千万円の累積赤字となる見込みである。

このような財政状況を改善するためには、より一層の経費の削減等の経営努力を行うとともに、将来の施設更新等に備えた「資産維持費」を含めた適正な料金算定を行う必要がある。

ついては、下記のとおり水道料金を改定し、企業債残高の抑制を含め、水道事業の健全な財政運営を確保するという上下水道局の方針に留意する。

以上の考え方にに基づき、下記のとおり答申します。

### 記

#### 1 水道料金について

- (1) 料金算定期間は、平成22年度から平成24年度までの3年間とする。
- (2) 資産維持費の算定に用いる資産維持率は、1.5パーセントとする。
- (3) 水道料金を平均9.73パーセント引き上げ、別紙「水道料金表」

のとおりとする。

- (4) 改定後の料金は、平成22年6月1日使用分から適用するものとする。

## 2 附帯意見

- (1) 公営企業として独立採算の原則を基本とし、業務の見直しを積極的に推進すること。
- (2) 経済情勢や水道経営状況に鑑み、概ね3年ごとに料金の見直しを行うこととし、料金の大幅な改定を避けるよう努めること。
- (3) 料金改定について、水道使用者に周知するとともに、水道事業の概要及び経営状況についても積極的に情報提供を行い、事業に対する理解が更に深まるよう努めること。
- (4) 料金体系における累進度の緩和については、使用者間の負担の公平性を高め、大口使用者の需要を促すため、今後も引続き緩和に努めること。

(別紙)

## 水道料金表

(1月につき)

| 種別                         | 用途  | メーター<br>の口径<br>(mm)  | 基本料金                 |            | 水量料金                      |                            |
|----------------------------|---|----------------------|----------------------|------------|---------------------------|----------------------------|
|                            |   |                      | 使用水量                 | 料金<br>(円)  | 使用水量<br>(m <sup>3</sup> ) | 料金<br>(円)                  |
| 専<br>用<br>給<br>水<br>装<br>置 | 一般用   | 13                   |                      | 870        | 1～10                      | 1 m <sup>3</sup> につき<br>50 |
|                            |   | 20                   |                      | 1,200      | 11～20                     | 152                        |
|                            |   | 25                   |                      | 1,530      | 21～30                     | 166                        |
|                            |   | 30                   |                      | 1,860      | 31～50                     | 193                        |
|                            |   |                      |                      |            | 51～100                    | 227                        |
|                            |   |                      |                      |            | 101以上                     | 247                        |
|                            |   | 40                   |                      | 3,200      | 1～50                      | 174                        |
|                            |   | 50                   |                      | 6,300      | 51～100                    | 241                        |
|                            |   | 75                   |                      | 12,800     | 101以上                     | 247                        |
|                            |   | 100                  |                      | 24,100     |                           |                            |
|                            |   | 150                  |                      | 62,500     |                           |                            |
|                            |   | 200                  |                      | 124,000    |                           |                            |
|                            |   | 350                  |                      | 503,700    |                           |                            |
| 水<br>装<br>置                | 公衆<br>浴場用   | 一般用と<br>同じ           |                      | 一般用と<br>同じ | 1～1,200<br>1,201以上        | 42<br>94                   |
|                            | 別<br>荘<br>用   | 飯綱高原<br>地区           | 10 m <sup>3</sup> まで | 3,550      | 11～20                     | 185                        |
| 21～40                      |   |                      |                      |            | 210                       |                            |
| 41～100                     |   |                      |                      |            | 240                       |                            |
| 101以上                      |   |                      |                      |            | 270                       |                            |
| 別<br>荘<br>用                | 鬼無里簡易<br>水道のうち<br>品沢地域<br>聖山高原簡<br>易水道<br>たたら簡易<br>水道 | 10 m <sup>3</sup> まで | 1,650                | 11以上       | 165                       |                            |
|                            |   |                      |                      |            |                           |                            |
|                            |   |                      |                      |            |                           |                            |
|                            |   |                      |                      |            |                           |                            |
| 共用<br>給水<br>装置             | 一般用   |                      | 8 m <sup>3</sup> まで  | 300        | 9以上                       | 48                         |

料金は上記表に掲げる基本料金及び水量料金の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。